

岩手大学国際交流委員会規則

令和2年9月24日 制 定

令和7年3月27日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学全学委員会に関する規則第2条の規定に基づき、岩手大学国際交流委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 国際連携戦略の実施に関すること。
- 二 学術・学生交流協定に関すること。
- 三 全学の国際教育の運営に関すること。
- 四 外国人留学生の受入れ（内部質保証を含む。）及び学生の派遣に関すること。
- 五 国際交流会館の運営に関すること。
- 六 その他国際交流に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 国際を担当する理事又は副学長
- 二 各学部国際交流委員長又は各学部から選出された教員 各1名
- 三 総合科学研究科長
- 四 連合農学研究科長
- 五 国際教育センター専任教員
- 六 国際課長
- 七 その他センター長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、国際連携を担当する理事又は副学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第7条 委員会に、特定の事項を審議するため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 前項の専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、国際課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。